



【日時】

平成29年7月21日(金) 午後2時～午後5時
 ※相談時間は1組当たり30分程度

【会場】

京都市消費生活総合センター 研修室
 (中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階)

【対象者】

市内在住の60歳以上の方及びその御家族

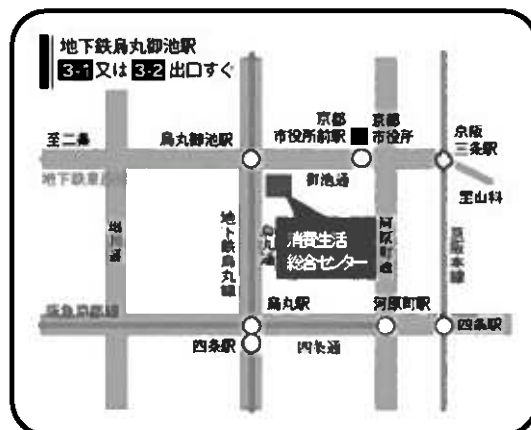
【定員】

10組(事前申込要, 応募多数の場合は抽選)

【相談員】

- 京都市すこやか住宅ネットの会員**
- ・[不動産]公益社団法人京都府宅地建物取引業協会役員
 - ・[福祉]京都市地域包括支援センター職員
 - ・京都市住宅供給公社 京(みやこ) 安心すまいセンター職員
 - ・京都市職員

【会場地図】



※会場までは、公共交通機関をご利用ください。

- ・高齢者が入居できる民間賃貸住宅が見つからない(探し方について相談したい)。
- ・賃貸借契約に関する大家さんとのトラブルをどうすればよい?
- ・賃貸借契約書の見方が分からない。
- ・住み替えなどで自宅を売却したいけど、どのように進めればよい?
- ・色々ある福祉施設の違いが分からない, 入所できる施設はどんなものがあるの?
- ・「サービス付き高齢者向け住宅」や「高齢者向け優良賃貸住宅(こうゆうちん)」ってどんな住宅? 入居するにはどうすればよい?

そんな御相談にお答えいたします。

京都市すこやか住宅ネットとは?

京都市すこやか住宅ネットとは、住宅セーフティーネット法に基づく居住支援協議会で、行政と民間との協働により、住宅と福祉の両面から高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいの確保に向けた取組を進めています。

【申込方法、申込先】

下記の申込用紙に、氏名、年齢、住所、電話番号及び相談内容を記入いただき、
①はがき、②FAX又は③メールで、「京(みやこ)安心すまいセンター」までお申込みください。

①はがき ※点線をハサミで切り取って、はがきに貼っていただいでご利用できます。
※切手は、ご自身で貼ってご投函してください。

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル西館4階
京(みやこ)安心すまいセンター 行

②FAX ⇒ 075-744-1637 ※番号の押し間違いにご注意ください。

③メール ⇒ info@kyoto-sjn.jp ※メールに下の申込用紙の記載事項を直接記入ください。

【問い合わせ先】

京(みやこ)安心すまいセンター

TEL:075-744-1670(水曜・祝日・年末年始を除く午前9時30分～午後5時)

【申込受付期間】

平成29年6月1日(木)～平成29年7月14日(金)(必着)

※応募者多数の場合は抽選とします。

●はがきでお申込みされる場合は、以下の申込用紙に必要事項を記入のうえ、点線をハサミで切り取って、はがきに貼っていただいでご利用できます。

※御提供いただいた個人情報は、本相談会の御連絡のみに利用し、これらの目的以外で無断利用することはありません。

| 平成29年度 第1回高齢期の住まいの相談会 申込用紙 | | | |
|----------------------------|--|----|--|
| 氏名 | | 年齢 | |
| 住所 | 〒 京都市 区 | | |
| 電話番号 | | | |
| 相談内容 | <input type="checkbox"/> 住み替え <input type="checkbox"/> 情報収集 <input type="checkbox"/> その他 () 相談内容 | | |



この印刷物が不要になれば「雑がみ」として古紙回収等へ！



見まもっTELプラス取扱店（平成29年4月末時点）

（敬称略）

| 行政区 | 会社名 (所在地) | 連絡先 |
|-----|---|-------------------------------------|
| 下京区 | <u>アールエスティ株式会社</u> (下京区五条烏丸町 404 番地 2) | 電話：075-351-4567 FAX：075-351-2446 |
| 宇治市 | <u>株式会社京阪住研</u> (宇治市木幡正中 56-3) | 電話：0774-33-1658 FAX：0774-32-2446 |
| 上京区 | <u>京都市住宅供給公社</u> (上京区中町通丸太町下る駒之町 561-10) | 電話：075-257-4707 FAX：075-223-2129 |
| 伏見区 | <u>とまとハウス株式会社</u> (伏見区桃山筒井伊賀西町 17 千歳ビル 1F) | 電話：075-257-4707 FAX：075-223-2129 |
| 西京区 | <u>株式会社のざわ</u> (西京区上桂宮ノ後町 28-2) | 電話：075-393-2444 FAX：075-393-2446 |

高齢期の住まいセミナー

～高齢期の住まいと居住の安心を促す取組～



参加費
無料!
当日の参加も
可能です。

場所 京都社会福祉会館
4階ホール

(京都市上京区竹屋町堀川西入)

※裏面『会場地図』を参照ください。

平成29年

3月29日(水)

13:30開始

(16:30終了予定)

主催 京都市居住支援協議会

定員 120名程度

1 高齢者すまい・生活支援モデル事業

事業概要 & 事例発表

一人暮らしの高齢の方が、住み慣れた地域で安心して暮らせるように、**低廉な「住まい」と「見守り(定期的な見守り、緊急時の対応など)」**が一体となったサービスを市内の一部地域で実施しています。

『事業概要』

【説明】京都市保健福祉局長寿社会部長寿福祉課

『事例発表』

- 【説明】①社会福祉法人 清和園
②社会福祉法人 京都老人福祉協会
③社会福祉法人 京都福祉サービス協会

基調講演

高齢者すまい・生活支援モデル事業の背景と取組について、専門的な立場でお話しいただきます。

『事業の背景と実践の意義について』



【講師】京都府立大学 生命環境学部 環境デザイン学科
准教授 鈴木 健二 氏

2 京都市居住支援協議会の取組紹介

京都市居住支援協議会では、高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせる住まいづくりに取り組んでいます。

【説明】京都市都市計画局住宅室住宅政策課

このセミナーは、どなたでもご参加いただけます。
特に高齢者の『住み替え』や『見守り』に興味のおありの方は是非ご参加ください♪



参加申込書

①氏名、②参加人数について、電話、FAX又はEメールで京(みやこ)安心すまいセンターまで御連絡ください。

京(みやこ)安心すまいセンター

○住所：〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階
(水曜・祝日・年末年始を除く午前9時30分～午後5時)

○TEL：075-744-1670

○FAX：075-744-1637

(FAXの場合は、次の欄に「お名前」と「参加人数」を記載の上、送信ください。)

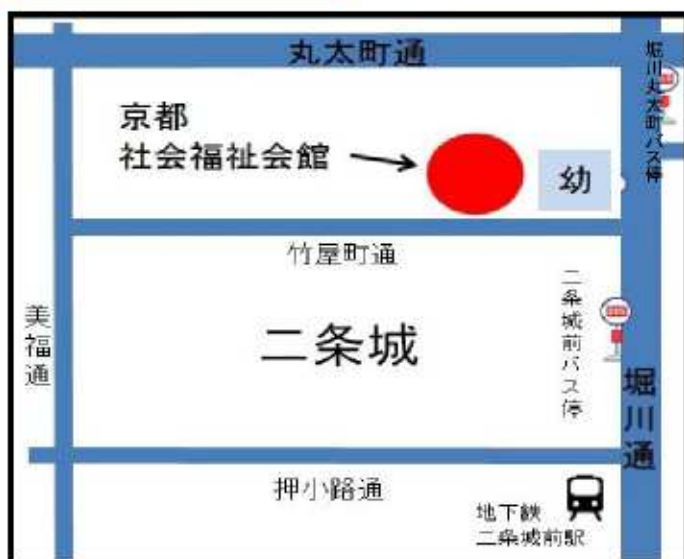
○Eメール：info@kyoto-sjn.jp

申込期間：平成29年2月2日(木)～3月21日(火)

| | | |
|-----|--------|--------|
| お名前 | (ふりがな) | (参加人数) |
| | | 人 |

*記載いただいた個人情報は、当セミナー以外の目的には使用いたしません。

会場地図



※会場までは、公共交通機関をご利用ください。

京都市高齢者すまい・生活支援事業委託契約書

京都市高齢者すまい・生活支援事業の実施に関し、京都市居住支援協議会（以下「甲」という。）と一般社団法人京都市老人福祉施設協議会（以下「乙」という。）とは、次のとおり委託契約を締結する。

（総則）

第1条 甲と乙とは、本事業の委託契約に関して、この契約書に定めるもののほか、別紙の業務委託仕様書に従うとともに、日本国の法令を遵守し、誠実に義務を履行しなければならない。

2 前項の仕様書に明示されていない事項があるときは、甲乙協議して定める。

3 乙は、当該契約を履行するうえで知り得た秘密を他に漏らしてはならず、業務を完了した後も同様とする。

（委託する事項）

第2条 甲は、乙に対し委託する事項は、別紙の業務仕様書による。

（委託業務の執行）

第3条 乙は、委託業務を別紙の業務委託仕様書その他関係書類（別に甲が指示する文書を含む。）の定めるところにより、誠実に行うものとする。

（委託期間）

第4条 履行期間は、契約締結日から平成30年3月31日までとする。

（委託料）

第5条 甲は、乙に対し、委託業務に要する費用として委託料300,000円（消費税及び地方消費税相当額22,222円を含む。）を次条により前金で支払うものとする。

2 甲は、乙の請求により、本契約締結後速やかに前項の委託料を支払うものとする。ただし、後日不履行その他の理由により金額の異動を生じる場合は、別途、精算を行うものとし、必要に応じて、甲乙協議のうえ、支払の時期を変更することができる。

（実績報告及び委託料の精算）

第6条 乙は、委託期間満了後、速やかに実績報告書を作成し、甲に提出するものとする。

(執行状況の調査)

第7条 甲は、この契約による委託業務の執行状況について随時調査し、又は乙に対し、資料の提出を求めることができる。この場合、乙はこれに応じなければならない。

(再委託等の禁止)

第8条 乙は、第三者に対し、委託業務を再委託し、若しくは請け負わせて、又はこの契約について生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、若しくは継承させてはならない。

(個人情報の保護)

第9条 乙は、委託業務を遂行するうえで入手した個人情報の取扱いについて、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び京都市個人情報保護条例を遵守し、業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。また、業務が完了した後又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(個人情報の不正な複製等の禁止)

第10条 乙は、業務の処理において取り扱う個人情報を当該処理の用以外の用に供する目的で複写又は複製をしてはならない。

(提供した資料の返却義務)

第11条 乙は、委託業務が完了し、その成果物を甲に引き渡すときは、甲が業務のために提供していた個人情報が記載された資料についても、甲に返還しなければならない。ただし、業務上必要であるとして、甲の承認を得た場合は、この限りでない。

(事故の発生の報告義務)

第12条 乙は、委託業務において取り扱う個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損及び盗難等の事項が発生したときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(損害賠償責任)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、甲の故意又は過失により生じた損害については、こ

の限りでない。

- (1) 乙が委託事業を実施するうえで、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 次条の規定によりこの契約が解除された場合において、甲に損害を与えたとき。

(契約の解除)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、委託料の一部若しくは全部の返還を請求し、又はこの契約を解除することができる。

- (1) 委託業務の誠実な遂行ができる見込みがないとき。
- (2) 正当な理由がないのに委託業務を注視し、又は誠実な遂行をしないとき。
- (3) 契約の締結に当たり、不正の行為があったとき。
- (4) 委託業務の追行に当たり、正当な理由がなく甲の指示に従わなかったとき。
- (5) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、契約条件に著しく違反したとき。

(補則)

第15条 この契約に定めがない事項については、京都市契約事務規則及び関係法令によるほか、甲乙協議して定める。

この契約を証するため、本契約書2通を作成して、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成29年4月1日

甲 京都市中京区烏丸御池東南角アーバネックス御池ビル 西館4階
京都市住宅供給公社 京安心住まいセンター内
京都市居住支援協議会
会長 上田 千喜 印

乙 京都市下京区西木屋町通上の口上る梅湊町83番地の1
ひと・まち交流館京都 4階
一般社団法人京都市老人福祉施設協議会
代表者 会長 山岸 孝啓 印

平成29年度 京都市高齢者すまい・生活支援事業 業務委託仕様書

1 業務の概要

一人暮らし高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう支援するため、また、民間賃貸住宅への円滑な入居を促進させるため、京都市居住支援協議会が設置する「京都市高齢者すまい・生活支援事業運営委員会」（以下「運営委員会」という。）の事務局を担い、運営委員会の委員長を補佐し、低廉な「住まいの確保」と「見守り」等のサービスを提供する「京都市高齢者すまい・生活支援事業」（以下「事業」という。）を推進する。

2 業務の仕様

(1) 業務内容

ア 月例報告

毎月、運営委員会の会員（以下「会員」という。）から事業の実施状況を聴取し、京都市居住支援協議会事務局に報告する。

イ 作業部会の実施

隔月で、会員を招集し、当該事業の実施状況の報告を求めるとともに、必要に応じて協議を行う。

ウ 新たな会員の獲得に向けた取組

事業に関心のある事業者に対して、事業への理解を深める情報提供や作業部会への参加を促す。

(3) 成果品

事業終了後、あらかじめ京都市居住支援協議会事務局と協議のうえ、以下の書類等を提出すること。

- ・業務完了実績報告書 原紙1部及び電子データ

※ 電子データの形式は、ワード及びエクセルとし、提出媒体はCD-Rとする。

(4) その他

ア 本業務は、本仕様書によるほか、関係法令に準拠して実施すること。

イ 本業務は、以上に掲げたもののほか、委託業務の目的に則して履行すること。

京都市居住支援協議会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、京都市居住支援協議会（以下「本会」という。）という。

(目的)

第2条 本会は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づく協議会として、高齢者を中心とする住宅の確保に特に配慮を要する者(以下「住宅確保要配慮者」という。)の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する措置について協議し、実施することにより、住宅確保要配慮者が安心して住み続けられる住まいづくりを推進するとともに、豊かな住生活の実現に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅及び当該住宅の媒介を行う事業者の情報収集
- (2) 住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への円滑な入居に資する情報の提供及び相談等の実施
- (3) 民間賃貸住宅の賃貸人に対する住宅確保要配慮者の受入への不安解消を図る施策等の情報提供及び意識啓発セミナーの開催
- (4) 住宅確保要配慮者に対する住宅及び福祉施策等の知見の共有
- (5) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居に資する新たな入居支援方策の検討
- (6) その他目的達成のために必要な事業

(会員)

第4条 本会の会員は、別表のとおりとする。

第2章 役員

(役員の種類及び定数)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名

(役員を選任)

第6条 会長は、京都市都市計画局住宅室長の職にある者をもって充てる。

- 2 その他の役員は、総会で選任する。
- 3 監事は、他の役員を兼ねることができない。

(役員に任務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理し、総会を招集して議長となる。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 監事は、本会の会計監査の事務を担当する。

(役員に任期)

第8条 役員に任期は2年とする。ただし、補欠の役員に任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 役員は、再任されることができ。

第3章 組織

(総会)

第9条 本会は、毎年1回、定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合又は会員の3分の1以上の請求があった場合には、その都度臨時総会を開催する。

- 2 総会は、次の事項を承認議決する。
 - (1) 本会の事業計画及び予算に関すること。
 - (2) 本会の事業報告及び決算を承認すること。
 - (3) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (4) 会員の変更に関すること。
 - (5) その他本会の運営に関する重要事項を決定すること。

(定足数等)

第10条 総会は、会員の過半数の出席により成立し、総会の議事は、出席者の過半数によって決する。

- 2 総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、総会の議長又は他の会員に、その権限の行使を委任することができる。この場合、委任した会員は総会に出席したものとみなす。

(運営委員会)

第11条 本会は、第3条に規定する活動を円滑に行うため、運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

- 2 委員会は、会員が推薦する者をもって構成する。

- 3 委員長は、会長が指名する。
- 4 委員長は、委員会を代表し、委員会を総括し、委員会を招集して議長となる。
- 5 委員会において、議決事項が生じた場合は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 6 委員長は、必要があると認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求めることができる。

(事務局)

第12条 本会の事務、経費の管理等を行うため、京都市都市計画局住宅室住宅政策課及び京都市住宅供給公社 京（みやこ）安心すまいセンターに事務局を置く。

- 2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第4章 会計

(経費)

第13条 本会の経費は、補助金、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(会計年度)

第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

ただし、初年度においては、本会の設立日から直近の3月31日までとする。

(会計及び資産帳簿の整備)

第15条 本会は、会の収入、支出及び資産を明らかにするため、会計及び資産に関する帳簿を整備する。

- 2 会員が帳簿の閲覧を請求したときは、正当な理由がない限り、帳簿を閲覧させなければならない。

(監査及び報告)

第16条 監事は、会計年度終了後2ヶ月以内に会計監査を行い、総会に報告しなければならない。

第5章 雑則

(秘密保持)

第17条 委員は、本会の活動を通じて又は関連して知り得た秘密を洩らし、又は自己の利益のために使用してはならない。

(補則)

第18条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関して必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

この会則は、平成24年9月13日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成27年5月18日から施行する。

この会則は、平成28年5月2日から施行する。

別表

| 区 分 | 会 員 |
|---------|--|
| 不動産関係団体 | 公益社団法人 京都府宅地建物取引業協会 公益社団法人 全日本不動産協会 京都府本部 公益財団法人 日本賃貸住宅管理協会 京都府支部 一般社団法人 京都府不動産コンサルティング協会 |
| 福祉関係団体 | 京都市地域包括支援センター・在宅介護支援センター連絡協議会 一般社団法人 京都地域密着型サービス事業所協議会 一般社団法人 京都市老人福祉施設協議会 |
| 行政等 | 京都市住宅供給公社 京都市保健福祉局 京都市都市計画局 |